

2019年3月12日、13日
行政報告資料
学校教育部指導課

損害賠償請求事件について

平成28年（2016年）3月17日に訴状が提出され、6月15日の文教社会常任委員会で報告しました損害賠償請求事件について、東京地方裁判所立川支部による第一審の判決内容及び判決後の状況を以下のとおり報告いたします。

1 事件の概要

町田市立小学校に在籍していた原告が、1年生であった2015年5月頃から同じクラスの児童によるいじめを受けたことにより同年9月24日から不登校となり、また急性ストレス反応を発生したと主張し、加害児童の両親と市に対して1020万0786円の損害賠償を請求したものです。

2 判決内容

2019年1月30日に言い渡された判決において、原告の町田市に対する請求は棄却されました。また、加害児童の両親に対しては、慰謝料など93万7710円の支払いを命じる判決が言い渡されました。

3 判決後の状況

原告は、判決に対し控訴をしなかったため、町田市に対する請求を棄却する第一審判決が確定しました。なお、加害児童の両親は、判決に対し控訴しました。

これにより、控訴審は原告と加害児童の両親との間で争われることとなります。